

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和4年7月8日付けで行った令和3年度相当分の固定資産税（償却資産）賦課処分（課税標準額11,406,000円、税額159,600円。以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

- 1 そもそも償却資産税は申告納税方式でなく賦課課税方式をとっている。償却資産申告書に記載された金額は課税標準の決定を左右するものではない。

また、令和4年度償却資産税の申告において、前年前に取得したものとして適正な金額を記載し令和3年分を修正した形で償却資産税申告を提出している。

- 2 請求人は、毎年適正な申告納税を行ってきており、令和3年分申告のみ連絡ミスにより店舗廃止として申告したものであり、租税逋脱を意図したものではない。

本件特例措置がコロナウイルスによる中小企業の救済を目的として立法された趣旨からしても、令和3年度償却資産申告書の単純な瑕疵のみを根拠とした本件処分は、立法趣旨を逸脱した適正公正を欠いたものであると言わざるを得ない。また、修正申告書の懲慚等によりそ

の立法趣旨が生かされるような取扱いがあつてしかるべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年12月27日	諮問
令和6年 5月14日	審議（第88回第3部会）
令和6年 6月11日	審議（第89回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 固定資産税の課税客体及び賦課

法341条1号は、固定資産とは土地、家屋及び償却資産であるとし、法342条1項は、固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課するとする。

法734条1項は、東京都は、その特別区の存する区域において、固定資産税を課するものとする（この場合、法1条2項により、市に関する法の規定が準用される。）。

(2) 固定資産税の納税義務者

法343条1項は、固定資産税の納税義務者は、固定資産の所有者であるとし、同条3項は、同条1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいうとする。

(3) 償却資産の申告と登録

法383条は、固定資産税の納税義務のある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における当該償却資産について、償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに東京都知事に申告しなければならないとする。

また、法381条5項は、東京都知事は、償却資産課税台帳に償却

資産の所有者の住所、氏名又は名称、並びにその所在、種類、数量及び価格を登録しなければならないとする。

(4) 価格の修正等

法４１７条１項は、東京都知事は、法４１１条２項の規定による公示の日以後において固定資産の価格等の登録がされていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、固定資産課税台帳（償却資産課税台帳を含む。）に登録しなければならないとし、この場合においては、固定資産税の納税義務者にその旨を通知しなければならないとする。

(5) 固定資産税の課税標準

法３４９条の２は、償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。

(6) 本件特例措置

ア 法附則６３条１項は、中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、令和３年度分に限り、固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に同項各号に掲げる場合に依じて０（１号）又は２分の１（２号）を乗じて得た額とするとする。

同条２項は、同条１項の規定は、令和３年１月３１日（当該日は日曜日なので、法２０条の５第２項及び民法１４２条により、同年２月１日となる。以下「本件期限」という。）までに、総務省令で定める書類を添付して、東京都知事に当該特例対象資産につき同項の適用があるべき旨の申告がされた場合に限り、適用するとする。

同条３項は、東京都知事は、同条２項に規定する期間の経過後に申告がされた場合は、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、同条１項の規定を適用することができるとする。

イ 地方税法施行規則附則２９条は、法附則６３条２項に規定する総務省令で定める書類として、同条１項各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨を証する書類及び同項に規定する特例対象資産の一覧表を挙げる。

ウ 「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋

及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置のQ & A及び申告書の様式例について」（令和2年7月1日付総務省自治税務局固定資産税課長事務連絡）別添1は、問8「償却資産は毎年申告しているが、特例対象一覧表は必要となるのか。」の答として、「償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象一覧を提出したこととなります。」としている。

エ 東京都主税局資産税部長が各都税事務所長に対して発した「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について（通達）」（令和2年7月31日付2主資評第197号）4・(1)によれば、必ず提出が必要となる申告書類のうち、償却資産に係る特例対象資産一覧については、令和3年度償却資産申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととするとしている。

2 本件処分についての検討

- (1) これを本件についてみると、請求人が本件特例措置を受けるためには、本件特例申告書のほか、令和3年度の償却資産申告書の提出が必要であるところ（1・(6)）、令和3年1月19日に提出された同申告書は本件償却資産を減少する（取得価額の計0円）旨の申告であり、本件特例措置を適用する余地がないものであった。そのため、処分庁は、本件償却資産に係る令和3年度の価格を0円として、その旨を償却資産課税台帳に登録した。

そして、処分庁は、翌年提出された令和4年度の償却資産申告書の記載により、本件償却資産は令和3年度賦課期日において課税対象となるべき資産であったことを確認し、遡及課税する旨の本件処分を行った。

- (2) 法附則63条によれば、本件特例措置は、本件期限までに、東京都知事に対して当該特例対象資産につき本件特例措置の適用があるべき旨の申告がされた場合に限り、適用するとされているところ（1・(6)・ア）、上記(1)のとおり、請求人が本件期限までに提出した本件償却資産に係る令和3年度の償却資産申告書は、本件特例措置を適用する余地がないものであったから、請求人は、本件償却資産について、本件期限までに、本件特例措置の適用があるべき旨の申告をしていたということはいえない。

そうすると、処分庁が本件特例措置を適用することなく、令和3年

度相当分の固定資産税の遡及課税を行った本件処分は、上記１の法令等の定めに従ったものであり、かつ、税額の算定について違算は認められない。

したがって、本件処分に違法・不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

- (1) 請求人は、第３・１のとおり、償却資産に対する固定資産税については、賦課課税方式をとっており、償却資産申告書に記載された金額は課税標準の決定を左右するものではないし、令和４年度の償却資産の申告において適正な金額を記載している旨を主張する。

しかし、本件は、本件特例措置の適用の可否の問題であり、提出された令和３年度の償却資産申告書をもって本件特例措置の適用があるべき旨の申告がされたとは認められないことは上記２のとおりである。また、令和４年度の償却資産申告書は、本件特例措置に必要となる申告書類ではない。

したがって、請求人の主張は理由がない。

- (2) 請求人は、第３・２のとおり、本件特例措置の立法趣旨からしても令和３年度の償却資産申告書の単純な瑕疵のみを根拠とした本件処分は適正公正を欠くものであるし、また、修正申告書の懲罰等の取扱いがあつてしかるべきであつた旨主張する。

しかし、処分庁に提出された令和３年度の償却資産申告書は、令和２年１０月３１日店舗廃止を理由として本件償却資産を減少するもの（取得価額の計０円）であり、これについて処分庁は申告書の単純な瑕疵であると判断すべきであつたということとはできない。また、本件期限を過ぎた後に、令和３年度の償却資産の修正申告がされたとしても、本件期限内に本件特例措置の適用があるべき旨の申告をしたことにはならないから、処分庁が請求人に対して当該修正申告の懲罰等をすべきであつたということもできない。

したがって、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙（略）